

## 非常勤役員等の会議出席手当支給規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人麦の芽福祉会の非常勤役員等の会議出席手当に関する事項を定める。

### (非常勤役員等)

第2条 この規則の非常勤役員等とは次の者をいい、施設の職員を兼務する役員を除く。

- ア、理事、監事
- イ、評議員、評議員選任・解任委員
- ウ、相談苦情解決第三者委員
- エ、顧問・相談役
- オ、日常運営の必要に応じて招集した各種委員
- カ、その他理事長が必要と認めた業務を行う者

### (支給の対象)

第3条 会議出席手当を支給することができる対象は次のとおりとする。

- ア、理事会、常任理事会への出席
- イ、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- ウ、監事による定期または臨時監査の実施
- エ、行政機関による監査等の立合い
- オ、相談苦情解決会議、その他委員会等法人機関会議への出席
- カ、内外の視察業務や研修業務

### (手当の支給)

第4条 非常勤役員等が支給の対象となる場合に会議出席手当を支給することができる。会議出席手当の額は、次の金額とする。

前条ア及びイ	5 0 0 0 円
前条ウ及びエ	1 0 0 0 0 円
前条オ及びカ	3 0 0 0 円

### (旅費)

第5条 旅費は、旅費規定に準じて支給することができる。

### (改廃)

第6条 この規則は、理事会の議決を得て理事長が決定する。

### (附則)

この規則は、「役員及び評議員の旅費・報酬等に関する規定」を廃止し、2017年4月1日より施行する。

## 役員等の旅費に関する規定

第1条 この規定は、社会福祉法人麦の芽福祉会の常勤役員、非常勤役員等が業務のために出張する場合の旅費について定める。

2、非常勤役員等とは、「非常勤役員等の会議出会手当支給規則」第2条に定める者をいう。

第2条 旅費は交通費、宿泊費、日当、旅費雑費とし、その額は別表のとおりとする。

第3条 出張はあらかじめ指示（命令）された範囲において行うものとする。

第4条 出張日程が不確定な出張命令については、旅費を概算払いし出張後清算することができる。

第5条 会議、研修などに参加する出張で、主催者が宿泊その他の費用を定めた時はその額を支給する。

第6条 旅費計算上の出張日数は出張のために要した日数とする。

第7条 宿泊を要する出張の場合で、出発時刻が午後5時以後又は帰着時刻が午前9時以前となった場合は、日当は定額の2分の1とする。

第8条 離島を除く県内の宿泊を要しない出張の場合は、日当は支給しない。

第9条 交通費の支給対象は鉄道、船、航空、バス等の各種料金の実費とする。

2、交通費は、最も合理的な順路、および方法によって算出する。但し、業務の都合、天災など特別な事由がある場合にはこの限りではない。

3、自家用車を利用するときは、「職員車両の業務上使用規定」により支給する。

第10条 宿泊費は、最も合理的な方法により算出するものとし、別表を上限額として実費を支給する。

第11条 この規定の改廃は常任理事会で協議し理事長が決定する。

### 附則

この規定は「役員及び評議員の旅費・報酬等に関する規定」を廃止し2017年4月1日より実施する。

<別表>

交通費	宿泊費（上限額）	日 当	旅行雑費
実 費	実費（10,000円）	3,000円	実 費